**上演作品の著作権について**

**大阪府高等学校演劇連盟**

　各種許可や使用料支払い等の証明は、原則書面で行うようにしてください。その上で、以下の件に関して、近畿ブロック全加盟校で著作権の確認をセルフチェックできるように別紙**「著作権関係確認シート」**を作成しました。この用紙を活用し、上演前に各学校でご確認ください。提出の義務はありません。

（１）既成脚本の上演許可。脚色・翻案・潤色・構成等の許可。

　　　　・必ず「上演許可書」を書面で受け取るようにして下さい。

・変更箇所がある場合は明示(台本送付)し、可能な限り著作権者に直接申請をして許可を得て下さい。

　　　　・各許可を取った相手を明記して下さい。

　　　　・インターネットからの作品については、ホームページアドレスを明記して下さい。

上演許可以外にも許可が必要です。それぞれ許可をしっかり取って下さい。

　外国作品については、国内法の適用外になっていますので、出版社としっかり連絡を取って下さい。上演許可の確認は書面でお願いします。

（２）創作、脚色、翻案脚本において、既成の著作物を原作にした場合の許可。

　　　　※創作作品については、既存作品に注意して下さい。同じものがないこと。あくまで上演校顧問あるいは生徒の作品であること。

　　　　※著作権のある原作がある場合は、必ず、著作権者の許可を得てください。

　　　　※原作にした著作物がある場合、脚本にもその旨、明記してください。

（３）創作において、既成の著作物を参考・引用した場合の許可。

　　　　※「アイデアやプロット」は著作権保護の対象外と考えられ、基本的には許可を得る必要はありません。

　　　　※ただし引用や参考にするにあたって「表現上の本質的な特徴を直接感得」しうる場合は、著作権者の確認を取ることを推奨します。

　　　　※引用・参考著作物がある場合は、脚本にも必ずその旨を明記してください。

（４）下記においても著作権があります。注意をして下さい。

　　　○有名キャラクターの使用許可。その他意匠、デザインなどに対する使用許可。

　　　　（例　商標登録Ｒ、著作権登録Ｃ　のあるものなど）

　　　　※商品を購入し、単に小道具として使用する場合などは不要です。

　　　○ダンス・振り付けなどに対する使用許可。

　　　　※ダンス・振り付けなどは、一部でもアレンジ（改変）した場合は著作権者の許可が必要にあります。

　　　○音楽

　　　　※楽曲を改変して使用する場合は許可が必要です。

※大会時には、使用音楽の入ったＣＤの実物を音響卓に持参して下さい。

　　　　※ネット配信音楽の場合、使用料を支払い済みであることを証明できる資料を用意して下さい。

　　　　※フリー音源の場合は、それを証明できる資料を用意してください。

創作・既成作品の区別について

■創作

　①独自に創作して上演するもの。

　　　　・他の著作物の「表現」を使用（転載）したり、改変して使用したりする場合は、必ず他の著作物を明記し、その著作物に著作権がある場合は必ず著作権者の許可を得ること。

　　　　　　この場合、基本的には脚色、翻案　扱いとする。

　　　　　　ただし、著作権者の了解が得られた場合、もしくは著作権がない場合では、作者が独自の創作物であると判断した場合、「創作」と表記することも可能である。

　　　　　　また、他の著作物の「表現」の使用が「引用」の範囲であって、引用の要件を満たしている場合、その部分を「引用」扱いとし、全体を「創作」とする。

　　　　　　（　注 意 点 ）

　　　　　　「プロットやアイデア」は著作権の保護の対象外と考えられており、基本的に許可を得る必要がありません。

　　　　　　ただし、「既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる」場合は、既存の著作物の許可を得なければならないとの判例もあります。

　　　　　　「プロットやアイデア」であっても、既成著作物から意図して多くを参考にして、著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できるような可能性のある場合は、著作権者の確認をとることを奨励します。

　②生徒創作の場合、推薦された時点で、執筆生徒が上演校に在籍していること。

③顧問創作の場合、推薦された時点で、執筆した顧問が上演校に在職していること。

　（創作脚本賞の対象にする）

■脚色

①小説、物語、絵本、その他脚本以外の著作物を原作として、脚本に書き改めて上演するもの。

・原作とした著作物を明記すること。

・原作にした著作物に著作権がある場合、必ず著作権者の許可を得ていること。

（創作脚本賞の対象にする）

　　■翻案

①他の演劇脚本をもとに、新たに脚本化したものを上演するもの。

　・原作とした著作物を明記すること。

　・原作にした著作物に著作権がある場合、必ず著作権者の許可を得ていること。

（創作脚本賞の対象にする）

　　■既成

　　　①既成脚本をそのまま上演するもの。

・上演許可を得ていること。

　　　②既成脚本をカットし上演するもの。

　　　　・上演脚本に著作権がある場合、カットした部分を示した脚本を著作権者に示し、許可を得た上で、あわせて上演許可を得ていること。

　　■潤色

①既成脚本の一部に改変を加えて上演するもの。

・既成脚本に著作権がある場合、改変した部分を示した脚本を著作権者に示し、許可を得た上であわせて上演許可を得ていること。

・潤色者名を明記すること。

　　■構成

①既成脚本をもとに、場面の組み換え等の大きな変更を行い、上演するもの。

・既成脚本に著作権がある場合、構成した部分を示した脚本を著作権者に示し、許可を得た上であわせて上演許可を得ていること。

・構成者名を明記すること。

遵守すべきルール

　次の事柄の遵守を徹底してください。

１　創作脚本とは、あくまでも上演校顧問、或いは生徒の創作であることを条件とする。

２　創作、脚色、翻案作品について、原作とした著作物(小説・映画等)がある場合には、当該作品の著作権者に許諾を得てその旨を明記すること。

(例)　題名の場合　○○作「○○○○」より　○○脚色「○○○○」

３　既成作品を上演する際には、上演する台本についての許諾を著作権者に得ること。

(手を加えた部分などがあれば、それを明記した台本を著作権者に送付し、上演台本についての承諾を得る。変更があればその度に許諾を得ること。)

４　振り付けについても著作権は存在するので留意すること。また、舞台美術、衣装等についても、著作権の存在するキャラクターを使用する際には、著作権者に許諾を得ること。

 (キャラクターのついた市販の衣装を着たり、市販のぬいぐるみを小道具として使用したりすることは問題なし。自分たちで創り出す衣装や大道具にキャラクターを複製使用する場合には許諾が必要。)

５　生徒に著作権についての理解を促すこと。